

自家用車積載車による有償運送許可について

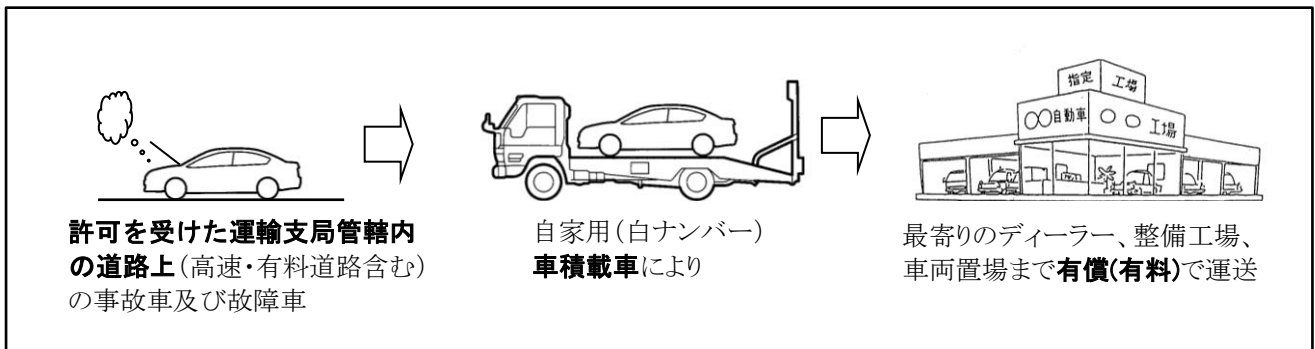
道路運送法では原則、自家用車積載車（白ナンバー）による有償運送行為は禁止されており、有償運送を行う場合には、営業許可（緑・黒ナンバー）が必要となります。

しかしながら、平成23年9月に許可の取扱いが改正され、「許可の条件」を満たすことで、下記「有償運送許可による業務範囲」内の運送についてのみ、自家用車積載車（白ナンバー）による有償運送行為の許可（許可期間は3年以内）を得ることが可能になりました。

許可の条件（一部抜粋）

- ・申請の日前1年以内に、国の指定する団体が実施する研修を受けていること。
- ・許可を受ける車積載車について、被害者一名当たりの補償額が無制限の任意保険に加入していること。
- ・原則、許可を受ける方と車積載車の使用者及び任意保険等の補償を受けられる方が同じであること。また、神奈川県内で許可を受けるには、県内で登録された車両であること。

有償運送許可による業務範囲




なお、今回の許可で行える業務は、道路上で事故又は故障により自力で走行することが出来ない状態等となった自動車又は原動機付自転車を追突などの二次災害や交通渋滞の回避の為に道路上から最寄りの工場等まで緊急排除を必要とする場合に限定されるため、下記禁止事項の業務は行えませんのでご注意ください。

禁 止 事 項

- × 車両保管場所（自宅駐車場・勤務先駐車場等）からの有償による運送。
- × 整備事業場から別の整備事業場に有償による運送。（二次運送）
- × 自動車登録番号標、車両番号標（ナンバー）の無い車両の有償による運送。

その他

- ・「無償で運送する場合」、「積載装置が無いレッカー車によるけん引を有償で行う場合」は許可が必要ありません。
- ・車積載車とは一般的な車積載車の他に、二輪車・原動機付自転車を運搬するためのワンボックス（貨物）や軽トラック等を含みます。但し、用途が「乗用」となっている車両では許可は受けられません。
- ・事業者内に複数の事業場（営業所）を有している場合、担当者等1名以上が受講することにより複数の事業場にある車積載車の許可申請を行うことが可能です。なお、その場合は受講していない方に対して社内教育等を実施し安全面を確保していただくことになります。